

令和7年度第2回行財政評価委員会・会議録

日 時 令和7年10月27日（月）14時00分～17時00分
場 所 市役所8階802会議室
出席者 河内長野市行財政評価委員会 5名（欠席：橋寺委員）
事務局 藤川総務資源部長、吉川総務課長、横山主幹兼G長、近藤
事業担当部（課） 成長戦略部（秘書企画課、文化・スポーツ活性課）
危機管理課、市民に寄り添う部（人権推進課）
傍聴者 なし

案件1. 第5次総合計画の各施策に対する外部評価について

○施策No.3 防犯対策の推進

＜担当部局から評価結果の概要を説明＞

＜主な質問、意見＞

府内33市の中で犯罪率が低いことが評価されたが、市民の意識向上や社会的孤立の増加、刑法犯の認知件数が近年（令和4年以降）徐々に増加している点は懸念として指摘された。対策としては、警察と情報を共有し連携、市民に注意喚起を図ることや、防犯環境の整備を行うことが重要である。具体的には、増加傾向にある特殊詐欺対策については、自動通話録音装置の無償貸与について警察との連携協定による設置促進や、啓発チラシの配布、また、防犯環境の整備としては、年間計画に基づき防犯カメラの設置・公設化が進められているとの説明があった。また、市が防犯カメラの維持管理・更新を引き受けたことは評価されたが、一方で、防犯灯や防犯カメラの設置・維持に関する公私の負担ルールの明確化が必要であり、カメラの無差別大量設置には慎重であるべきとの意見も出た。最終的に評価は全会一致で妥当とされた。

＜委員会の評価＞（「妥当」、「概ね妥当」、「要検討」の分類により評価）

「妥当」

○施策No.18 人権と平和の尊重

＜担当部局から評価結果の概要を説明＞

＜主な質問、意見＞

目標値と実績値の乖離が指摘され、計画途中での指標変更の容認、インプット・アウトプットに加えアウトカム（市民意識の変化等）を評価するべきとの提案があった。各担当部局にアウトプット・アウトカムの評価方法を考えるよう促し、総合計画担当が年次アンケートなどを実施して各部局に質問項目を割り当てる仕組みが示唆された。また、行政の啓発事業や内部の意識啓発だけでなく、地域の町内会や自治会での差別問題への取り組みが重要であると指摘された。住民自治側の課題も総合計画に反映させるべきとの意見が出された。

部落問題に関する差別の現状についての質問があり、現在も差別は水面下に存在しており、SNSやネット上での差別的な情報の拡散が問題となっている状況との説明があった。

こどもの人権問題についても課題であるという意見があり、担当課間の連携強化が求められた。

総じて評価自体は妥当とされたが、人権擁護委員への相談件数の少なさは課題であり、その原因究明と民生・児童委員等との連携を含む全体設計の見直しが必要と結論付けられた。

＜委員会の評価＞（「妥当」、「概ね妥当」、「要検討」の分類により評価）

「妥当」

ただし、人権擁護委員への相談件数の少なさは課題であり、その原因究明と民生・児童委員等との連携を含む全体設計の見直しが必要である。

○施策 No. 20 多文化共生と国際交流の推進

＜担当部局から評価結果の概要を説明＞

＜主な質問、意見＞

自己評価が厳しすぎるのではないかという意見が多く、時代に応じて指標を弾力的に変更できる仕組みや、学校現場での成果や相談件数など多様な評価指標を導入すべきという提案があった。

また、国際交流協会の活動は評価されたが、周知・広報が不足しているとの指摘があった。

あわせて外国籍の子どもの対応についても担当課間の連携強化が求められた。

少数言語対応や外国籍市民の生活支援は、国際条約上の人権保障の観点からも重要であり、行政と市民団体の連携が求められた。

評価については全会一致で妥当とされた。

＜委員会の評価＞（「妥当」、「概ね妥当」、「要検討」の分類により評価）

「妥当」

案件2. その他

事務局：外部評価対象施策について、これまで評価対象施策は、毎年度3施策程度を重点施策を選定し特に重点的に評価を行っている。分野としては総務、福祉教育、都市環境経済という順番で実施しており、令和6年度は総務分野を対象に評価をした。令和7年度評価は、順番では福祉教育分野になり、評価対象重点施策案として、施策8「障がい者福祉の充実」、施策11「児童福祉の推進」、施策13「学校教育の充実」の3施策を評価対象としたい。

委員長：意見・質問はあるか。

各委員：(特になし)

委員長：次年度の予定は、事務局説明の通り進めることでよいか。

各委員：異議なし

事務局：評価いただいた事業は、委員のご意見をもとに、今後の施策の展開、事業の改善に努める。
また、評価結果は、事務局で取りまとめて、後日、市ホームページで公表を予定している。
その際、評価結果の取りまとめ、公表方法は事務局に一任いただいてよろしいか。

委員長：事務局に一任する。